

—アニマルウェルフェアの現状と課題（Ⅱ）—

アニマルウェルフェア畜産に取り組む世界の動向

～健康な家畜の飼育と食品安全～

松木洋一[†]（日本獣医生命科学大学名誉教授）



1 ヨーロッパにおけるアニマルウェルフェア畜産の理念形成と新たな政策

(1) アニマルウェルフェア畜産の理念形成

21世紀に入って家畜福祉Farm Animal Welfareと言う訳語が日本の畜産業界のみならず消費者へも浸透しつつある。人とともに生活している犬や猫などのペットや野生動物についての動物福祉（アニマルウェルフェア）という用語は比較的受け入れられているが、家畜のウェルフェア「福祉」という言葉は聞き慣れないものである。家畜は食料や衣料などとして結局は人が生きていくために利用され屠畜されていく運命にあるのだから、「福祉」という言葉を使用すること自体に齟齬があるという見解が普通である。欧米でも健康な家畜を育てることがWelfare概念の核であることを強調するためにHealthを入れてFarm Animal Health and Welfareという表現が多く見られる。家畜が最終的な死を迎えるまでの飼育過程において、ストレスから自由に健康的な生活ができる状態にあることをアニマルウェルフェアの理念としているのである。

家畜はストレスによって飼育環境に発生する新たな病原菌に対する抵抗力を失い、感染するという獣医学的説明がなされ、家畜の保健のためにはまずストレスを軽減する福祉重視の飼育方式へ改善することが不可欠という畜産システムの改革が課題となっている。

その背景には欧米の長い動物福祉運動の影響とともに、20世紀後半からの人獣共通感染症と食品安全ハザードへの対策について市民の関心が強まり、健康な家畜によって畜産物の安全が実現され、消費者の健康とその福祉（より豊かな生活）が実現されるという認識が強まっているからである [1]。

現在、世界の家畜福祉の原則は、イギリス政府の家畜福祉審議会FAWCによって1993年に策定された動物の

「五つの自由Five Freedoms」に依拠している。すなわち動物の「飢えと乾きからの自由」、「不快からの自由」、「痛み、傷、病気からの自由」、「通常行動への自由」、「恐怖や悲しみからの自由」の原則である。

20世紀後半にヨーロッパとアメリカ合衆国において開発され急速に普及された工場の畜産システムは、畜産生産性と効率性を最大限に追求する飼育システムであり、多数の家畜の「行動の自由」を閉じこめるところに特徴がある。すなわち、採卵養鶏用のバタリケージ、繁殖雌豚用のクレート、子牛用のクレートなどが開発され世界中に普及されていった。日本も1960年代から農業基本法による選択的拡大部門の振興政策としてその畜産システムが導入された。

この工場的畜産システムは、いまやヨーロッパ連合EUでは動物福祉団体のみならず、消費者市民や食品企業の支持によって改善ないし禁止の方向に置かれている [2]。

ヨーロッパ市民社会は1997年EU建設の条約であるアムステルダム条約の特別な議定書「動物の保護および福祉に関する議定書」において、家畜を単なる農産物ではなく「感受性のある生命存在sentient beings」として宣言した。すなわち家畜は、置かれた環境によって健康や生命に危害を与えるストレスを感受する能力を持っていることである。それ故に特に人が飼育する家畜の生理的、行動的要求を最大限尊重し、生育環境によるストレスをできる限り軽減するための努力をEU加盟国と市民に課したことである。アムステルダム条約の家畜福祉議定書は最初の家畜福祉理念を明文化した条約付帯書であり、法的効力のあるものとしての歴史的な文書である。その後新しい欧州連合の基本条約であるリスボン改革条約が2009年12月1日に27加盟国の批准を得て発効され、家畜福祉理念にとってアムステルダム条約に次ぐ画期的な条約となった。リスボン改革条約の「欧州連合の機能に関する条約」TFEUでは家畜福祉の本条項を設定し、その第13条では、「欧州連合政府および加盟国

[†] 連絡責任者：松木洋一

〒168-0073 杉並区下高井戸1-18-22 ☎・FAX 03-3321-6368 E-mail : myoichi0224@ybb.ne.jp

は、欧州連合の農業、漁業、運輸、域内市場、研究技術開発、地域空間計画についての政策を策定し実行する中で、動物は感受性のある生命存在であることから、動物の福祉要求に対し最大限の関心を払う。同時に、加盟国の法律ないし行政諸規定と慣習、とくに宗教的儀式や伝統文化、地域的遺産を尊重する」と明記している。

(2) 新動物保健政策 2007年～2013年

欧州委員会は2004年以来2年間にわたる既存の動物保健政策（家畜、ペット、野生動物、実験動物、動物園動物など全ての動物種の保健衛生政策）の再評価を行った結果、2007年9月にEU新動物保健戦略2007～2013年を開始した。

動物と人間に甚大な影響を引き起こす病気（BSEなどの発生など）が過去10年間に変化し、新しい難題が出現しており近い将来も発生すると予想されている。それ故欧州委員会は改めて動物の保健活動の焦点をどこに定めるかを検討する必要があると認識し、また、動物と動物生産物（畜産物など）の貿易増大にともない安全な輸入対策にも取り組む必要が出ていることから再評価を実施したのである。

新しい動物保健戦略の目的は、第一に動物由来の病気が人間に及ぼすリスクを軽減することによって高い公衆衛生と食品安全を保証すること、第二に動物（家畜）の病気の発生を予防ないし軽減することによって動物（家畜）の健康を促進し、農業の保護と農村経済に貢献すること、第三に家畜に関連する産業における経済成長、結束力と競争力を改善すること、第四に家畜の健康被害を予防し、家畜飼育に及ぼす悪い条件を最小化するための農業活動と家畜福祉を促進し、結果として「EU持続的発展戦略：EU Sustainable Development Strategy」に寄与すること、となっている。

EU持続的発展戦略と新動物保健戦略に家畜福祉が明確に位置づけられたことが、家畜福祉政策にとって画期的な意義をもつことになった。すなわち新動物保健政策が重要な意味を持っているのは、単に動物の病気のコントロールと根絶を扱うだけでなく、動物福祉、食品安全、農業、環境、持続的発展、貿易、科学研究などの動物の健康問題と密接している諸問題も扱うからである。そのため、動物保健における役割と責任を、農業者、輸送業者、企業、消費者、諸行政機関の協力の下で実行する方針である。その行動計画を強化するために2010年度内に動物保健法 Animal Health Law の成立が期待されている。

以上のように、EUは20世紀の工場的畜産システムを反省し、21世紀の新しい畜産システムとしてアニマルウェルフェア畜産へ転換させる「人道的な革命」を起こしつつあり、世界中にその革命の波を送り始めている。

2 アニマルウェルフェア畜産の世界基準作成

(1) 世界動物保健機関OIEの新しい戦略“世界は一つ、健康は一つ”

世界動物保健機関 World Animal Health Organization（2003年に改名、旧称OIE：国際獣疫事務局）は、1924年に動物の疾病流行を回避するための国際的な協同調整機関として設立された。1994年からはWTO世界貿易機関の貿易自由化ルールであるSPS協定（人、動物、植物の生命と健康を守るための措置）のうち動物の健康と人獣共通伝染病などについての科学的情報（貿易ルールの国際基準）を提供する組織として指定されているが、設立後90年近く経った現在、その主たる目的が3つの問題の改善に置かれるようになった。すなわち①動物の保健改善、②獣医衛生の改善、③動物の福祉の改善である。動物の保健を進めることが食品安全を高めることになり、それが人間の健康と福祉の改善に積極的な利益を与え、また最終的には経済の発展、貧困の解消、とくに農村地域住民の食料安全保障に寄与するという理念に基づいている。この理念を実現していくためには国際的な協同と調整が不可欠であり、動物の保健と公衆衛生におけるリスクを科学的に評価するとともに、動物福祉についての科学的な評価をおこなう手段の国際的な開発プロジェクトを課題としている。

OIEは1990以来、事業実行のために5カ年毎の戦略計画を策定してきた。第5次戦略計画は2011年から2015年の5カ年間についてであり、「科学的卓越性についての戦略基本方針」と「水性動物の健康」推進事業の強化が計画されている。

第5次計画においては、家畜（作物の授粉媒介者であるハチを含め）の疾病の軽減をとうして食品安全に寄与することを第一の重要な柱としている。第二の重要な柱は、“世界は一つ、健康は一つ：One World, One Health”マンハッタン原則の適用である。この理念へ貢献するために2007年にFAO, OIE, WHO, UNICEF, UNISIC, 世界銀行によって策定された「動物・人間・生態系の接触によって生じる感染症のリスクを低減するための戦略的枠組み」を第5次戦略計画に取り込むことになった。すなわち、野生生物、役畜、競走馬、愛玩動物、食料生産動物における感染症の密接な関係性を認識し、それへの対策をOIEの業務の重要な任務とすることである。第三には家畜生産と地球環境との関係についてである。動物の感染症による環境への影響についての課題とともに家畜生産によるメタンガスの発生の軽減対策への課題である。

OIEは、以上でのべた3つの目的を実現するために、引き続き加盟国へ科学的な基準と指針を開発し提供することを使命としている。

(2) OIEの世界家畜福祉基準の作成

動物検疫関係の基準を作成する国際機関としての役割を担ってきた世界動物保健機関の最近の活動で注目されるのは、2002年第70回OIE総会で新しい目的として追加された「動物福祉」と「食品安全」についての基準作成である。

OIEには、常設作業部会として野生動物作業部会(1994年、野生動物の病気についての情報と助言提供を任務として設置)、動物福祉作業部会(2002年第70回総会において、動物福祉活動についての調整と管理を任務として設置)、食品安全作業部会(2002年、食品安全活動についての調整と管理を任務として設置)の三つが設けられている。このうち、動物福祉作業部会の勧告が2003年の第71回総会で承認され、2005年第73回総会で最初の家畜福祉ガイドライン(「陸路輸送」、「海路輸送」、「屠殺」、「防疫目的の殺処分」における動物福祉)が採決された[3]。

また、OIEは、動物福祉研究の必要性の確認、研究センター間の共同研究の推進、大学における動物福祉意識の改善、OIE利害関係者や他の国際組織、動物産業界、企業、消費者グループへの動物福祉専門家の派遣、動物福祉の会議を開催しOIEの提案を非政府組織NGOに説明するとともにNGOからの提案を求めること、などを業務に加えた。特に、OIEとしては、この複雑な問題にかかわる広い範囲における利害関係者の関わり合いの重要性を認識し、様々なNGOとの協働活動を行うために、大学、研究所、企業、その他の関係団体との協働プロジェクトを始めている。その一貫として、OIEは2004年に第一回世界動物福祉会議をパリで、第二回会議を2009年にカイロで開催し、NGOにガイドライン案を説明するとともに、NGOからの建設的な意見を受け入れ、今後どのようにOIEとパートナーシップを行えるかの議論を行った。その討議の結果、OIEは家畜福祉ガイドラインの本丸である「畜舎の福祉基準」と「飼育方法の福祉基準」については時間をかけて加盟国の承諾を得て2010年までには完成していく方針に転換したが、その後加盟国の取り組みに大きな相違があり合意が取り付けない状況が続いている。そのため総括的な基準を作る方針から畜種別に福祉基準を作成することに転換している。

現在、ブロイラーと肉牛についての基準案が作成途中にあり、その手続き状態は以下のようなものである。2011年1月現在ブロイラーの家畜福祉基準案が第二次修正原案[4]の作成段階にある。ここでOIEの家畜福祉基準の策定システムをブロイラーを事例として紹介することにする。

陸生動物の規約(コード)の作成と改正をおこなう組織である陸生動物衛生規約委員会(TAHSC、コード委

員会、専門家6名)は、ブロイラー福祉基準の第一次原案を2009年9月に加盟国に送付し、加盟国からそれに対するコメントが出された。コード委員会は、その第一次原案コメントと修正案を2010年2月にアドホックグループ(AHG特別専門家集団)に送付し検討してもらい、第二次原案を作成した。アドホックグループは、OIE事務局長が特別に設置している組織であり、コード委員会作成の第一次原案と第二次原案における特定の科学的技術事項を検討し、その検討報告書をコード委員会および総会に参照として提出する権限をもっている。2010年5月の総会ではブロイラーの第二次原案は正式に総会には提出されず、6月にその第二次原案についてワーキンググループ(AWWG家畜福祉作業部会)が検討し修正コメントを提出した。AWWGは、OIE総会で承認された組織で、特定の分野に関する情報の継続的な収集、分析普及を行うとともに、AHGによって総会に提出された原案に修正コメントを提出する役割を持っている。2010年9月にはTAHSCはAWWGコメントを参照した第二次修正原案を加盟国に送付し、加盟国のコメントが再度寄せられることになる。TAHSCが2011年2月の会議で加盟国コメントを検討調整して5月のOIE総会に提案するかどうかは加盟国のコメントの内容によるわけである。

以上のように最近の家畜福祉基準策定プロセスは、「9月コード委員会が第一次原案を加盟国に提示⇒加盟国コメント提出⇒2月コード委員会第一次修正原案作成+AHG検討⇒5月総会採決OR再度審議⇒再度審議の場合6月AWWG検討⇒9月コード委員会第二次原案を加盟国に提示⇒加盟国コメント提出⇒2月コード委員会第二次修正原案作成+AHG検討⇒5月総会」のような2年間の審議過程を経ている。そのためブロイラーの家畜福祉基準については、2011年総会には提出されず、6月に再度AWWGの検討に戻され、おそらく採決は2012年総会になる予想である。肉牛については2011年3月に第一次原案がAHGで検討されるという初期段階であり、乳用牛や他の畜種の策定作業は開始されていない。

3 EUの共通農業政策及び食品安全政策による家畜福祉品質WQブランドの開発

従来のEUの共通農業政策CAPには明確な食品安全政策の位置づけがないといってよく、食品の品質改善が中心であった。現在では食品の品質概念と安全性概念が結合されつつあり、その先駆的なコンセプトといえる「家畜福祉品質WQ(Welfare Quality)」の開発研究が2004年からはじめられている。2006年からのEU家畜福祉5カ年行動計画では、下図でみられるように2010年までにWQラベルの評価方式の確立とチェーン開発を実現して、世界にEUブランドとして輸出する大変現実

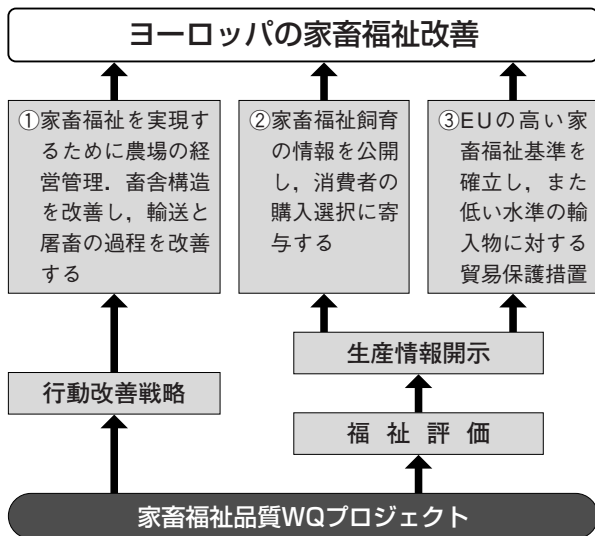


図1 EUの家畜福祉品質プロジェクトの体系 [5]

的な事業プロジェクト [5] となっている (図1)。

そのWQラベルを生産する農場段階への振興政策としてCAPの改革が新たな段階に展開している。従来の直接所得補償政策はアジェンダ2000年以降改善され、その後2003年のCAP改革によって自然環境保護、食品安全、家畜福祉の3つのキーコンセプトを実現する農業者の適正農業行動規範 (GAP) にたいして助成する直接支払制度に発展している。CAP改革における「農村開発政策」の強化政策は家畜福祉政策が位置づけられていることが特徴である。すなわちCAP改革によって2003年農村開発規則が改正され、①農業者が農産物・加工食品の品質を改善することにたいする補助する「食品品質改善」措置、②環境や人間・作物・家畜の健康、家畜福祉についてのEU法定基準に農業者が適応するための「法定基準適応」補助措置、③補助をうける農業者に対して農業サービス機関から監査と助言をうける費用の「農業アドバイスサービス」補助措置、④農業者が直接支払いを受けるために法定基準以上の家畜福祉水準に改善するコストを補助する「家畜福祉」補助措置の4つの政策措置が設けられた。家畜福祉直接支払いは、EUの法定家畜福祉基準を実現する活動を「適正農業行動規範GAP」と同様に「適正家畜飼育行動規範GAHP: Good Animal Husbandry Practice」と呼ばれており、「家畜福祉」補助金はこのGAHPを超える水準を評価して給付される。

このようなWQブランド振興のための補助金政策はインキュベーターとしての役割であって、EUの長期戦略は市場経済を中心としたWQ商品市場の発展を目標としているとみられる。そのためのWQ研究開発プロジェクトの重要な柱が経済学研究に移行しており、次のようなテーマが設定されている。

①福祉改善によって利益を実現している実態分析: 例

えば畜産物の生産性向上と品質向上、家畜の健康改善利益、保健費用の減少、死亡率の減少など

②農業者がWQ改善計画を実施して得る経済成果

③高福祉を促進する奨励策についての研究: これはEUの農村開発規則による農業者が強化する高福祉畜産への直接支払補助金や福祉畜産物への付加価値税 (消費税) の軽減などが含まれる。

④高福祉畜産を促進するために共通農業政策CAPの改革に関する研究

4 USAの畜産業者の自主的アニマルウェルフェアガイドラインの開発

(1) アメリカの消費社会における家畜福祉意識

戦後世界経済の中心でありリーダーである米国はまた工場の畜産システムの拡大の中心国でもあるが、最近ではEUの家畜福祉畜産革命の波が押し寄せている。

EUの法律が工場の畜産からの転換を強化しているにもかかわらず、米国連邦政府の取り組みは停滞したままである。米国連邦法には、家畜を含む動物を州間移動させる場合家畜の輸送についての「28時間法」(1906年制定)、「人道的な屠畜に関する法律」(1958年制定)、家畜は除外されている「動物福祉法」(1966年制定)があるのみである。他方、州政府の中から先駆的動きが始まっており、例えばフロリダ州では2002年に繁殖雌豚のクレート飼育を禁止しており、アリゾナ州は2006年に繁殖雌豚のクレート飼育と子牛のクレート飼育を禁止し、オレゴン州は2007年に繁殖雌豚のクレート飼育を禁止するなど市民活動によって州政府の政策化が進行するとみられている。

その市民の家畜福祉意識についての世論調査では、「家畜福祉についての厳格な法令化に賛成する」割合は62% (Gallup世論調査)、「家畜を虐待から保護するために政府検査官の検査が必要と考える」市民の割合は72% (Zogby世論調査) と関心が高くなっている。

そのような消費者市民の需要動向に対応するように外食産業が独自のマーケティング戦略を進めている。

ファーストフードの世界的多国籍企業であるマクドナルドは、アメリカ本国のハンバーガー販売額の42%、鶏卵使用量の3% (20億個) のシェアを占めるチェーンであるが、アメリカ国内で採卵鶏農業者へのアニマルウェルフェアガイドラインを2000年8月から開始している。そのガイドラインはケージ面積を322平方センチメートルから464平方センチメートルへ拡大すること、強制換羽を中止すること、デビーキング (くちばし切断) を段階的に廃止することであり、その基準に基づいて農業者と取引契約を行うことに転換している。同様に全米第2位のハンバーガーチェーンであるバーガーキングはケージフリーの卵を2007年末には使用全量の5%

まで購入することにし、取引農場にバタリケージからの転換を奨める方針である。また、繁殖雌豚をクレート飼育していない農場からの豚肉購入割合も同様に20%まで引き上げ、取引農場にクレートを使用しないように奨める方針である。

学校レストランでも取り組みが広がっており、ハーバード大学、プリンストン大学、イエール大学、カリフォルニア大学バークレー校など160の学校がケージ卵の使用を少なくしていく方針である。

(2) アメリカの畜産生産者のアニマルウェルフェア畜産システムへの取り組み

生産者側においても家畜福祉を重視する消費者への対応から、大規模農場が積極的に家畜福祉畜産システムへの転換を開始している。すなわち全米最大の養豚業会社スミスフィールド・フーズは2007年から10年かけて繁殖雌豚のクレート飼育を段階的に廃止していく方針に転換した。また、米国最大規模の子牛生産農場であるストラウス子牛農場とマルコ農場は子牛用クレート飼育を今後2年から3年間で廃止すると宣言した。

また、個々の大規模農場の戦略転換とともに、生産者団体の取り組みが始まっている。

全米鶏卵生産者組合(UEP)は、最初の採卵鶏飼育のガイドラインを1980年代初頭に作成していたが、1999年には独立したアニマルウェルフェア科学諮問委員会(ミシガン州立大学教授Dr. Jeffrey Armstrong委員長、委員:行政官、大学教授、専門研究者、動物保護団体代表者)を設置した。委員会は、採卵鶏の健康で豊かな成長に関する研究資料の科学的分析と今後の必要な研究領域についての確認を求められ、かつまた、アニマルウェルフェア生産者委員会と理事会へ勧告の提出も求められた。科学諮問委員会は強制的な勧告ではなく、生産者が自主的に受け入れ実践することが大切という認識のもとで、2000年秋にコスト高な大規模畜産経営の転換を勧告した。UEP理事会はそれを受け入れ採卵鶏農業者の自主的ガイドラインとして開始した。UEPは実需者の支持が必要なため、小売店の協会とファーストフードのチェーン協会にその科学的ガイドラインを提案し、支持を得ることになった。そこで2002年4月からUEP認証マーク事業が開始された。現在では、このマークは全米鶏卵生産量の約80%につけられている。

認証マーク(図2)を使用する採卵鶏農業者は農場の全ての鶏にたいしてこのガイドラインを実行しなければならない。その実行評価はアメリカ農務省の農業販売促進局(AMS)の監査によって行われている。ガイドラインは1999年の第一次から2006年の第三次まで策定されており、しかもケージ方式養鶏システムとケージフリー方式養鶏システムそれぞれに別々のガイドラインが策定されている。前者の場合も鶏1羽当たりのケージ



図2 全米鶏卵生産者組合UEP認証マーク

面積を徐々に拡大していくというもので、2008年4月1日には各色レグホン種では68平方インチ、ブラウン種では76平方インチに設定しているようにケージ飼育そのものは禁止としないのが特徴である。ケージフリー方式では1羽あたり床面積の拡大をめざし、2013年1月1日には全床面積のうちを占める巣箱占有面積を0%にする目標である(2010年現在は75%)。

動物福祉的な観点などから豚の適切な管理、飼養方法に関する「飼養標準」を作成し生産者に提供している全米豚肉ボードNPB(National Pork Board)は、2007年6月「豚肉品質保証プラス(PQAプラス)プログラム」を公表した。この新たなプログラムでは、従来のプログラム「豚肉品質保証(PQA)プログラム」に家畜福祉を重視したプログラムを付け加えたものになっており、①生産者教育、②肉豚を飼養する施設の評価、③第三者機関による査察を強化することを主要な柱としており、プログラムを修了した生産者は、3年間の「品質保証された」PQA認定を受けることになる。

全米鶏肉会議NCC(National Chicken Council)は、2010年1月に家畜福祉ガイドラインの改訂版「全米鶏肉会議プロイラー・アニマルウェルフェアガイドラインと監査チェックリスト」を公表した。ガイドラインは5つの原則のもとで作られている。

第一に、食用鶏の飼育は、恐れ、不快、ストレス、苦痛、を予防ないし軽減する方法でされるべきであること、第二に、福祉ガイドラインは、科学的知見と倫理的・社会的価値観をもった職業的判断とを両立させるものであるべきこと、第三に、一番大切なことは鶏自体のウェルフェアの状態であり、人間側がどう飼育行動や環境条件について理解できているかどうかということではないこと、第四に、鶏はその一生において尊厳をもって扱われるべきであり、食肉として処理されるときや他の理由で安楽死される時にも人道的になされるべきであること、第五に、NCCアニマルウェルフェアガイドラインは2年毎に正式に再検討されること、すなわち、まず2011年にアニマルウェルフェア科学諮問委員会で検討され、続いて2012年初頭にNCC会長によって指名された特別委員会が審議され、理事会に対して適切で必要とみなされる勧告を提出すること。

NCCガイドラインは「会社の責任」、「孵化場運営」、

「飼育部門」、「生体輸送部門」、「処理加工部門」の5つの部門で構成されている。

「会社の責任」では、会社の家畜福祉についての事業計画書作成、家畜福祉担当の上級管理者および家畜福祉担当者なしグループの設置が内容である。

「孵化場運営」では、ガイドラインを推進する責任者がいること、飼育職員は全員ウェルフェア研修プログラムを受けていること、具体的ウェルフェア基準プログラムはここでは省略するが、例えば温度管理や電気系統の危機アラームシステム設置、骨折鶏などのチェック、ブロイラーのデビーキングの禁止など12項目が内容である。

「飼育部門」は6つの中部門に分かれており、『指定管理者、研修、緊急措置の計画（研修書作成など3項目）』、『適切な栄養飼料給与（十分な飼料と水の給与など6項目）』、『快適な畜舎環境と救護施設（アンモニア濃度規制など7項目）』、『保健とモニタリング（獣医師治療など4項目）』、『家畜の正常行動の可能性（飼育密度など3項目）』、『ベスト活動（一日2回の鶏観察など5項目）』などで構成されている。

「生体輸送部門」では、ガイドラインを推進する責任者がいること、職員は従事する前に研修を受けること、鶏を捕まえ輸送する際は羽や首を持つべきでないこと、輸送中の温度や換気を管理すること、など12項目からなっている。

「処理加工部門」は、ウェルフェア担当責任者がいること、処理施設にウェルフェア計画書が作成されていること、処理される前の飼料と水の給与中止は、それぞれ24時間前と2時間前以上に行ってはならないこと、処理前の保留時間は15時間以上になってはならないこと、屠畜は人道的な方法と採用すること（首なし頸部の即座切断方法、ガス使用方法など）、など17項目にわたっている。

このガイドラインに沿って各個別会社の実態を監査するチェックリストが配布され、各会社はNCCと監査実施についての契約を取り交わして、その評価点数をつけられている（総合満点785、うち会社責任55点、孵化場運営135点、飼育部門255点、生体輸送部門80点、処理加工部門260点）。

このように現在の米国の家畜福祉畜産システムは農業者、食品企業の自主的な家畜福祉畜産基準の主導によって進展していることが特徴である。そのような国内と国際的な動向に対応して、米国農務省USDAは2007年9月に「2020年の畜産～畜産の未来 Future Trends in Animal Agriculture (FTAA)」教育プログラムのセミナーを開催した。そこで取り上げられている米国畜産が向かうべき2020年目標像の柱は「家畜福祉の改善」に置かれている。

畜産業者同盟 Animal Agricultural Alliance (AAA) は、農業者個人、会社、農業団体など（45団体、個人150人）で1987年に結成された。当初は、畜産物について消費者の理解を高める目的であったが、現在では工場の畜産についての消費者の意識変化に対応することを重視して、アニマルウェルフェアに関係する利害関係者へOIE関係情報を配布することや、農務省との話し合いを行っている。

以上のような生産者のアニマルウェルフェア畜産についての活動が高まったため、農務省は2010年1月に家畜福祉調整官を設置し、5月にはAAAと共催で円卓会議を開催し、その成果をOIEへの米国政府のコメント作成に生かしている。また、AAAはOIEの家畜福祉関連の国際会議には必ず参加するなど国際的ガイドライン策定の動きに積極的に対応しつつ、アメリカ国内のロビー活動を活発化している。

5 日本の対応と課題

以上のように、OIEがBSEなどの畜産食品安全問題とともに、動物福祉問題を優先課題とし位置づけ国際的リーダーシップを担わなければならないと決定したことは、大きな変化であり、今後OIEによる国際的な家畜福祉基準の策定が完了した場合に、各加盟国の動物衛生業務の全部門が重要な役割と責任を担うことになり、日本の政府と農畜産業者、食品企業、消費者市民の対応が問われている。

しかしながら、このような家畜福祉をめぐる急速な国際的進展に対して、日本の畜産業界、行政、消費者のみならず獣医師、畜産学、農業経済学などの研究者においてもその認識が大変低い状態と言わざるを得ない。欧米の獣医学・畜産学の研究助成はアニマルウェルフェアのコンセプトが必須の要件となっているほどである。2002年に設立されたNGO「農業と動物福祉の研究会 Japan Farm Animal Welfare Initiative」[7]が独自にEUのNGOと連携して活動を行ってきたこともあって、この数年来少しずつ関心が強まりつつある。農林水産省は、「我が国の畜産の実情を踏まえた家畜の取扱いについて、実務者、学識経験者等幅広い関係者による十分な検討を行い、国際的にも評価される家畜福祉に配慮した家畜の取扱いに関する考え方を熟成させ、国際的な動きにも対応できる今後の我が国畜産の発展に寄与することとする」ために、2005年に畜産技術協会を事務局とする「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理に関する検討会」を設置した。検討会は、学識経験者、生産者、消費者、動物愛護団体等の15名からなる推進委員会の下、家畜別分科会、科学的知見分析グループから構成され、検討会の目的は「アニマルウェルフェアに関する国際的な動きに対応するため、我が国の実情を踏ま

え、家畜別にアニマルウェルフェアに対応した飼養管理の検討を行う」としている。

2007年以来、採卵鶏、豚、ブロイラー、乳用牛のアニマルウェルフェア飼養管理指針が策定され、肉用牛と馬の飼養管理指針は2011年内に策定される予定である。これは2012年までに世界家畜福祉基準を完成するOIEのスケジュールと対応するものであり、その後はUSAのように生産者団体による自主的ガイドラインの策定が期待されている。

また、農林水産省消費・安全局消費・安全政策課が2010年5月に第一回、同12月に第二回のOIE連絡協議会を開催し、産業界（獣医、畜産団体）、技術研究者、学識経験者、アニマルウェルフェア関係者、消費者、行政機関との継続的な意見交換の場を立ち上げている。

その会議では先述したOIEの主要な問題点について論議されており、とくにアニマルウェルフェアの世界基準策定に関する日本政府のコメント作成に生かす方針となっている。

日本社会全体においていまだ家畜福祉の用語は聞き慣れないものであり、畜産業界では違和感が強い現状で、政府が一步あゆみを始めた意義は大変重要である。しかしながら、世界的にも家畜福祉畜産の普及リーダーとなっている獣医師の関心と理解が日本に於いてはすこぶる低いのが現状である。飼養管理指針策定を行政が進めると同時に、食品企業や消費者に世界の家畜福祉畜産の情報を知らせ、川下から畜産業界へ影響を与えていくことが重要であろう。また、日本型アニマルウェルフェア飼養管理指針を策定するにしても科学的知見を供給するべき研究者と研究業績が少なく、欧米の知見に頼ることしかないのが現状である。早急に研究予算の確保や若手の研究者の育成が必須と言えよう [8]。

〔追記〕

2011年3月11日に起きた東日本大震災による被災家畜の救護対策と公衆衛生対策に関連して、今後畜産業界が策定する予

定の家畜福祉ガイドラインには以下の検討が緊要である。

OIEは2004年12月のインドネシアスマトラ島沖地震の巨大津波による被害によって多くの人命が失われ、また多くの家畜が死亡した事態への対応として、2005年5月に自然災害による家畜の病気と人獣共通感染症を予防する対策をFAQ、WHOと協働して開発すると宣言した。しかしながらその公衆衛生的な国際支援政策は今回のような放射能による災害対策には及んでいない。今回の日本の場合と共通していえることは飼養者自身の被害によって家畜の保管と適切な飼養が不可能になっている状況でいかに家畜のいのちと健康を実現するかという課題である。個別の農場内あるいは地域内で家畜の飼養が不可能な事態になった場合の他の安全な地域への「緊急避難的な家畜の救護移送システムの創設」を追加するべきである。

参 考 文 献

- [1] 松木洋一, R. ヒュルネ編著: 食品安全経済学—世界の食品リスク分析—, 松木洋一, 後藤さとみ共訳, 日本経済評論社 (2007)
- [2] 松木洋一, 永松美希編著: 日本とEUの有機畜産—アニマルウェルフェアの実践—, 農文協 (2004)
- [3] 松木洋一: 世界動物保健機関OIEの世界家畜福祉ガイドライン策定の現状, 畜産の研究, 新年特大号, 特集家畜の健康と福祉, 養賢堂 (2008)
- [4] 農林水産省消費・安全局消費安全政策課: OIE第2回連絡協議会参考資料5 (<http://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/wto-sps/oie/oie7.html>)
- [5] 松木洋一: EUのWQチェーンの実態分析論文, 畜産の研究, 新年特大号, 特集家畜の健康と福祉, 養賢堂 (2008)
- [6] A. Butterworth編, Science and society improving animal welfare 図1引用, Welfare Quality conference proceedings 17/18 November, Brussels, Belgium (2005)
- [7] 野上ふさ子: 家畜福祉団体の活動 (農業と動物福祉の研究會 <http://www.jfawi.org>), 畜産の研究, 新年特大号, 特集家畜の健康と福祉, 養賢堂 (2008)
- [8] 東北大学大学院農学研究科に日本で最初の家畜福祉学講座 (譯イシイによる5年間期限の寄付講座, 佐藤廉介教授) が2008年10月に開設。